

中間市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自 動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	合意状況
大辻(北向き)	中間市大辻町4-7先	中間市と運行業務委託契約を 締結した一般旅客自動車運送事 業者による一般乗合旅客自動車 運送業(道路運送法施行規則第3 条の3第3号に規定する区域運行 に限る。)の用に供する乗車定員 11人未満の自動車(通称「のる一 と中間」)に限る。	最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車は、左欄に係る運 行時間内に限るものとする。	中間市地域公共交 通会議を経て、令和8 年9月4日合意
大辻(南向き)	中間市七重町18先			
弥生(東向き)	中間市小田ヶ浦2-5-12先			
弥生(西向き)	中間市弥生1-5-1先			
南小田ヶ浦(東向き)	中間市小田ヶ浦2-2-3先			
南小田ヶ浦(西向き)	中間市小田ヶ浦1-2-8先			
西小田ヶ浦(北向き)	中間市中尾3-12-36先			
西小田ヶ浦(南向き)	中間市中尾3-6-7先			
小田ヶ浦(東向き)	中間市扇ヶ浦1-31-6先			
小田ヶ浦(西向き)	中間市小田ヶ浦2-19-1先			
池田町(東向き)	中間市扇ヶ浦3-20-12先			
池田町(西向き)	中間市池田1-3-5先			
深坂口(東向き)	中間市池田2-3先			
深坂口(西向き)	中間市池田2-4先			
中間高校下(東向き)	中間市朝霧3-9-21先			
中間高校下(西向き)	中間市朝霧5-1先			
中間南小学校前(北向き)	中間市通谷4-17-13先			

一般旅客自動車運送事業用 自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自 動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	合意状況
中間南小学校前(南向き)	中間市通谷5-2-1先	中間市と運行業務委託契約を 締結した一般旅客自動車運送事 業者による一般乗合旅客自動車 運送業(道路運送法施行規則第3 条の3第3号に規定する区域運行 に限る。)の用に供する乗車定員 11人未満の自動車(通称「のる一 と中間」)に限る。	最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車は、左欄に係る運 行時間内に限るものとする。	中間市地域公共交 通会議を経て、令和8 年9月4日合意
塔野口(東向き)	中間市通谷4-2-18先			
塔野口(西向き)	中間市通谷4-25-12先			
通谷二区(南向き)	中間市通谷2-2-8先			
通谷団地口(北向き)	中間市通谷1-19-33先			
通谷団地口(南向き)	中間市通谷1-36-10先			
通谷電停(東向き)	中間市太賀1-1-1先			
通谷電停(西向き)	中間市上蓮花寺1-2-1先			
犬王中間駅方面(東向き)	中間市蓮花寺2-13-8先			
犬王中間駅方面(西向き)	中間市蓮花寺2-3-7先			
中間市立病院前(東向き)	中間市蓮花寺2-5-10先			
中間市立病院前(西向き)	中間市蓮花寺2-1-1先			
中間ハーモニーホール(東向き)	中間市蓮花寺3-7-1先			
中間ハーモニーホール(西向き)	中間市蓮花寺3-1-5先			
寿町(東向き)	中間市岩瀬1-10-1先			
寿町(西向き)	中間市岩瀬1-2-7先			
JR中間駅前	中間市中央2-10-28先			
中間駅西口(北向き)	中間市長津2-13-19先			
中間駅西口(南向き)	中間市長津2-15先			

一般旅客自動車運送事業用 自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自 動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	合意状況
鳥森(北向き)	中間市中間4-9先	中間市と運行業務委託契約を 締結した一般旅客自動車運送事 業者による一般乗合旅客自動車 運送業(道路運送法施行規則第3 条の3第3号に規定する区域運行 に限る。)の用に供する乗車定員 11人未満の自動車(通称「のる一 と中間」)に限る。	最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車は、左欄に係る運 行時間内に限るものとする。	中間市地域公共交 通会議を経て、令和8 年9月4日合意
鳥森(南向き)	中間市中央1-13先			
徳若(北向き)	中間市中尾1-4先			
徳若(南向き)	中間市東中間1-1-1先			
新手(東向き)	中間市中間4-1-40先			
仲町一丁目(北向き)	中間市中間1-8-3先			
仲町一丁目(南向き)	中間市中間4-5-14先			
仲町三丁目(北向き)	中間市中間1-10先			
仲町三丁目(南向き)	中間市中間4-13-8先			
昭和町(北向き)	中間市長津1-12-2先			
昭和町(南向き)	中間市長津1-15-16先			
長津二丁目(東向き)	中間市長津2-23-3先			
長津二丁目(西向き)	中間市長津2-17-1先			
中鶴団地	中間市中鶴1-28-1先			
中鶴北部(北向き)	中間市浄花町20-1先			
中鶴北部(南向き)	中間市中鶴4-8-11先			
中鶴四丁目(東向き)	中間市中鶴4-10先			
中鶴四丁目(西向き)	中間市中鶴4-5-7先			
岩瀬西町(北向き)	中間市長津3-9-3先			

一般旅客自動車運送事業用 自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自 動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	合意状況
岩瀬西町(南向き)	中間市岩瀬西町64-11先	中間市と運行業務委託契約を 締結した一般旅客自動車運送事 業者による一般乗合旅客自動車 運送業(道路運送法施行規則第3 条の3第3号に規定する区域運行 に限る。)の用に供する乗車定員 11人未満の自動車(通称「のる一 と中間」)に限る。	最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車は、左欄に係る運 行時間内に限るものとする。	中間市地域公共交 通会議を経て、令和8 年9月4日合意
岩瀬東町(北向き)	中間市岩瀬2-16-1先			
岩瀬東町(南向き)	中間市岩瀬2-16先			
宮林(東向き)	中間市中央5-1-19先			
宮林(西向き)	中間市東中間3-15-10			